

意見書案第2号

下水道の維持管理・更新における社会資本整備予算の安定的な確保を求める
意見書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和8年6月26日

提出者	つくば市議会議員	川	田	青	星
賛成者	つくば市議会議員	五	頭	泰	誠
	〃	青	木	真	矢

下水道の維持管理・更新における社会資本整備予算の安定的な確保を求める 意見書（案）

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、管路の法定耐用年数が50年とされており、現在大量に更新時期を迎えつつある。

さらに、地方公共団体の下水道事業においては、物価高騰や人件費の増加に伴う諸経費の増加及び経営状況の悪化に対し、DXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。つくば市においても下水道事業の財源確保が困難な状況であり、国からの社会資本整備総合交付金は市からの要望額を下回る内示割れの状況が続くなど、厳しい経営を強いられている。

国は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し、公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーターPPP）を導入することとした。

このような状況の中、令和7年1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると思われる道路の陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生した。国は当該事故を受けて全国の地方公共団体に緊急点検を求めたが、それにとどまることなく、今後の下水道の在り方そのものについて抜本的な見直しが不可欠である。

よって、国に対して、地方公共団体が行政としての責任を果たし、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 道路陥没事故の未然防止対策を推進するため、次期国土強靱化実施中期計画に下水道の強靱化も盛り込むとともに、必要な予算確保を図ること。加えて、大規模な下水道システムの点検・調査の手法や改築更新・再構築の工法の確立に向けて、国として主体的に取り組むとともに、更新等の費用負担の在り方の整理についても、国として主体的に取り組むこと。
- 2 現在、国が推進しているウォーターPPPについては、インフラの長期にわたる更新に目途がつくまでは、慎重に再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月 日

つくば市議会議長 黒田健祐

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

地方創生担当大臣

(提案の理由)

国に対し、下水道の維持管理・更新における社会資本整備予算の安定的な確保を

求めるため、意見書を提出するものである。